

<用語解説>

・普通会計

個々の市町村ごとに各会計の範囲が異なることから、統一的な掌握、比較をするために、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

一般会計と公営事業会計以外の特別会計の純計（普通会計の会計間での繰入、繰出を控除）額を指す。

普通会計		公営事業会計	
一般会計	公営事業会計以外の特別会計	公営企業会計	左以外の公営事業会計
	・学校給食特別会計 ・土地区画整理特別会計等	・水道事業会計 ・病院事業会計 ・下水道事業会計等	・国民健康保険事業特別会計 ・介護保険事業特別会計

・標準財政規模

標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額。

・一般財源

使い道が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。

本資料では、便宜上、科目で一律に区別し、地方税、地方譲与税、地方交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金等、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金を指している。

・特定財源

一般財源に対し、使い道が特定されている財源で、本資料では、国庫支出金、県支出金、繰入金、地方債（臨時財政対策債を除く）、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金を指している。

・臨時財政対策債

平成13年度から始まった地方交付税の振替措置。いわゆる「赤字地方債」のひとつで、建設事業に充てずに、一般財源として使用することができる。

償還に要する経費は、全額後年度の交付税で措置される。

・義務的経費

その支出が義務付けられ任意に減らすことのできない極めて硬直性の高い経費。一般的には、人件費、扶助費及び公債費がこれに当たる。

歳出総額に占めるこの経費の比率が高いほど弾力的な支出ができず、財政の健全化を図るうえでの障害となる。

なお、補助費等（一部事務組合への負担金等）や維持補修費等、上記3費目以外にも、義務的経費に近い経費が存在していることにも注意が必要である。

・投資的経費

道路、公園、学校の建設等、その支出の効果が資本の形成に向けられ、建物等将来に残るものに支出される経費。一般的には、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費がこれに当たる。

事業によっては多額の経費を要し、地方債の発行により将来に負担を残すことも多いため、実施に当たっては経済効果や住民への利便性など、幅広い観点から検討する必要がある。

・財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。経済の不況や災害等の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされる場合に備え、財源の余裕のある年度に積立てをしておくことが必要である。

市町村の財政状況を見る上では、収支の状況のみならず、基金残高の推移にも注目することが重要である。

- ・減債基金

地方債の償還を計画的に行うために積立てられる基金。

- ・経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費等の毎年度の経常的な支出（経常的支出）にどの程度充当されているかを示す割合。